

岩手県医療局管理規程第11号

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年6月26日

岩手県医療局長 熊谷泰樹

医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで、<u>第14号及び第18号</u>に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、第13号、<u>第15号から第17号まで</u>、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会計年度任用職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合</u>その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>(5) <u>妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合</u></p> <p>(6) <u>妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第5号まで、第9号から第11号まで<u>及び第14号から第18号まで</u>に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合</u></p> <p><u>(11) 妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</u></p> <p><u>(12) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該女性職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第6号、第8号、第12号、第13号、第19号から第21号まで、第24号及び第25号に規定する特別休暇の例により無給休暇を与える。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 会計年度任用職員の保護する小学校就学の始期に達するまでの者が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の予防接種、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条の健康診断又は母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査を受ける場合その他医療局長が定める場合で、当該会計年度任用職員の介助が必要と認められるとき。</p> <p>(3)・(4) [略]</p>

<u>(7) 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度又は当該女性職員が通勤に自動車等を使用する場合の通勤経路の渋滞の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合</u>	
(8) [略]	(5) [略]
(9) [略]	(6) [略]
(10) [略]	(7) [略]
(11) [略]	(8) [略]
(12) [略]	(9) [略]
4・5 [略]	4・5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。